

## 公募展・コンクール等挑戦支援事業 募集要項

### 1 趣 旨

若年層の文化芸術活動を支援することにより、県内の文化芸術活動の活性化を図るとともに、新たな文化芸術の創造へつなげ、将来にわたり本県の文化芸術活動を担う人材を育成することを目的として、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金(公募展・コンクール等挑戦支援事業)の交付を希望する方を募集します。

※令和8年度における本事業の実施は、令和8年2月定例県議会における予算の成立を条件とします。

### 2 募集する取組

いずれの場合も、補助対象となるのは、県内に在住し、文化芸術活動を行う小学生以上高校生以下の方です。

※高校生以下には、令和8年4月2日から令和9年4月1日の間に18歳以下の年齢に到達する方を含みます。

1 補助対象事業	<p>県外(オンラインは除く)で開催される全国的な公募展やコンクール等への出品・出場、講習会等への参加。</p> <p>※令和8年度中に開催されるものが対象です。開催時期が早いなどの理由で、令和7年度中に申込や参加料の支払いが必要となる場合は、事前に御相談ください。(交付申請以前に行われた支出であっても、補助対象経費として認められる場合があります。)</p> <p>※県内又はオンラインで開催されるものは対象外です。ただし、美術分野の公募展に限り、県内で開催される全国公募展、一般を対象にした公募展(県展、市展等)への出品も対象とします。</p> <p>※講習会とは、実技のレベルアップを図るため、文化芸術関係の団体・法人や芸術系の大学等が広く参加者を募集して有料で開催するものを指し、無料のもの、コンクール等に付随して開催されるもの、個別に指導者に師事するものは対象外です。</p> <p>※部活動の一環であっても、個人で参加するものは対象とし、団体で参加するもの及び全国中学校総合文化祭又は全国(近畿)高等学校総合文化祭への参加は対象外とします。</p> <p>【申請回数について】 1申請者につき、当該年度中に申請できるのは1公募展・コンクール・講習会等までです。 ※予選等と上位大会がある場合は、双方を含めて1コンクールと数えます。その場合、補助金の上限額は8万円(国外で開催される大会を含む場合のみ28万円)です。 (申請は、まとめて1回で提出することができます。)</p> <p>※1コンクールが年度をまたいで開催され、令和7年度中に開催された予選等について本補助金の交付決定を受けている場合、上位大会に係る令和8年度の申請は数に含めません。</p>
----------	--

区分	公募展(審査を経て展示されるもの)	【実演芸術分野】 予選・選考を経ずに 出場する大会	【実演芸術分野】 予選・選考を経て出 場する大会	講習会等
2 補助 対象経費	①出品料 ②出品作品に係る額 装代・輸送料	参加料	①参加料 ②出場に係る交通費、 宿泊費(ただし、全国大 会に限る。)	①参加料 ②参加に係る交通費
3 補助率	10/10			
4 上限額	1万5千円	1万円	<地区・ブロック大会> 3万円 <全国大会>6万円 【開催場所が国外の場合】 20万円	2万円

※補助対象経費は、実績報告時に、領収書等で支払った金額及び支払の事実が確認できることが必要です。

※出品料、参加料には、システム利用料、コンクール等に付随するワークショップ等の参加料を含みます。

※額装代は額のレンタル、表装、パネル張り等に係る経費を指し、額の購入、作品制作に係る経費は含みません。

※輸送料は、輸送に係る損害保険料を含めた経費を補助対象経費とします。

※交通費は、公共交通機関(タクシーを除く)を利用した場合及び補助対象者本人に係るものに限り、自家用車を利用した場合及び同行者に係るものは対象外です。また、宿泊費は、全国大会における補助対象者本人に係るものに限り対象です。

※補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てた額とします。

### 3 申請方法

申請は予算の範囲内で随時受け付けます。

なお、予算の状況により、年度中途であっても、新規申請の受付を終了する場合があります。

#### (1) 申請に必要な書類

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱に基づき、事業開始(公募展への出品申込、コンクールへの出場申込等)の20日前までに以下の書類をご提出ください。

ア 交付申請書 ※申請者は、原則として、補助対象者(高校生以下の方)とその保護者の連名としてください。

イ 実施計画書及び予算書

ウ 公募展・コンクール・講習会等の概要が分かるもの(開催要項など)

#### (2) 申請書類の入手方法

各様式は、文化政策課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、「4 窓口・問合せ先」へご相談ください。

#### (3) 申請書類の提出方法

文化政策課まで持参、郵送、電子メール、又は「とっとり電子申請サービス」により提出してください。

※電子メールの場合、万が一、容量やセキュリティの関係で受信できない場合に備えて、メール送信後、メールが確実に受信されていることを、必ず電話で確認してください。

#### (4) 補助対象事業の決定について

文化政策課において審査を行い、補助金交付の可否を決定します。

### 4 その他留意事項

○補助金を受けるには、事業開始(公募展への出品申込、コンクールへの出場申込等)の20日前までに申請いただくことが必要です。申込後や開催後の申請は原則として受付できません。ただし、開催時期が早いなどの理由で、令和7年度中に申込や参加料の支払いが必要となる場合は、交付申請以前に行われた支出であっても、補助対象経費として認められる場合がありますので、御相談ください。

○補助金の交付決定後は、原則として、決定を取り消したり、対象となるコンクール等を変更したりすることはできませんので、どのコンクール等について申請されるかは各自でよくご検討ください。

○実績報告が必要となりますので、補助対象経費を支払った際には、領収書等、支払った金額及び支払の事実が確認できる書類を受け取り、保管しておいてください。(書類が確認できない経費は対象外となります。)

○本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体(公募展への出品、コンクールへの出場等)と、経費の支払が終わっていることを指します。事業本体が終了したら、速やかに精算手続きを行い、実績報告をしてください。

○補助金の支払は、実績報告後の精算払いです。

### 5 窓口・問合せ先

申請方法、対象事業の要件、対象経費など、ご不明の点がございましたら、以下までお気軽にお問い合わせください。

鳥取県地域社会振興部文化政策課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎6階)

電話 0857-26-7843/ファクシミリ 0857-26-8108

電子メール [bunsei@pref.tottori.lg.jp](mailto:bunsei@pref.tottori.lg.jp)

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/jidai/>

